

2/15
〜
3/12

確定申告実施

所得税・町・道民税の申告をお忘れなく



申告の必要のない方

次のような方は、住民税の申告は必要ありません。

○平成22年中の所得が給与だけの方で、ほかに収入がなく年末調整をしている方

○税務署で所得税を申告した方、または申告予定の方

申告をしない場合

申告によって、専従者、扶養者、社会保険料、生命保険料など各種の控除があります。申告をしない場合は、これらの特典もなく、逆に「不申告に関する過料」を課せられる場合もあります。

国民健康保険加入者の方へ

国民健康保険に加入している方で、所得税の確定申告書を提出されない方は、町・道民税の申告を必ず行ってください。申告がなされない場合は、低所得者の軽減措置が適用されない場合もあります。

確定申告に必要なもの

- 印鑑
- 申告者名義の口座番号がわかるもの(所得税の還付がある方)
- 平成22年分の収入を証明するもの、源泉徴収票など
・パート・アルバイト・年金受給者の方は、源泉徴収票
- 営業・農業・漁業・不動産所得のある方は収支内訳書。(事前に作成してください。)
- 国民年金保険料控除証明書など(国民年金保険料などの控除を受ける場合)
- 国保・社保の任意継続などの領収書
- 生命保険、地震保険料控除証明書
- 障がい者手帳または認定書
(本人または配偶者、扶養家族が障害認定を受けている方)
- 医療費の控除を受ける方は、支払った医療費の領収書など
- 住宅借入金等特別控除を受ける方は必要書類

※収入が無い方や扶養家族となっている方でも、所得証明が必要な方は申告が必要となります。所得証明は、年金の免除・公営住宅の申請などいろいろな場面で使用されますので、該当する方は申告してください。

さあ! ネットで申告e-Tax

e-Taxは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署に出掛けることなく、国税に関する各種手続きを自宅などから行うことができます。

- ①国税庁ホームページから電子申告
自宅などから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。
 - ②最高5,000円の税額控除
平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。(平成19～21年にこの控除を受けられた方は、受けられません)
 - ③添付書類の提出省略
所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます。
 - ④還付金がスピーディー
e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。
 - ⑤24時間いつでも利用可能
所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。
- 手続きなどの詳しい内容は、e-Taxホームページ[<http://www.e-Tax.nta.go.jp>]をご覧ください。

